

# 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（初回）必要書類一覧表

	提出書類等	具体的な書類例	○→必須 △→場合により 必要	確認欄
①	本支援金の支給申請書	(様式1-1)	○	
②	申請時確認書	(様式1-2)	○	
③	本人及び世帯構成の確認書類の写し	住民票の写し (世帯員すべてが確認できるもの)	○	
④	社会福祉協議会が実施する特例貸付 (総合支援資金の再貸付)が確認できる書類の写し	・再貸付の借用書(控)の写し(再貸付の貸付決定通知書の写しでも可) ※不承認だった場合、不承認通知の写し	△ ※ない場合は⑤が必要	
⑤	再貸付不承認・過去借入状況申告書	(様式1-3) ※④の書類がない場合に提出	△ ※④がない場合のみ	
⑥	収入が確認できる書類の写し 【申請者分】 【世帯全員分】	給与明細書、年金手帳、通帳(ネットバンクの残高確認画面でも可)など	○	
⑦	金融資産が確認できる書類の写し 【申請者分】 【世帯全員分】	通帳、ネットバンクの残高確認画面など ※お持ちの口座全ての分について必要 ※貸付の振込確認、支援金の振込先確認にも必要	○	
⑧	生活保護の申請をしていることがわかる書類	保護申請書の写し(保護の実施機関の受領印があるもの) ※生活保護を申請中である場合のみ	△ ※保護申請中の場合のみ	
⑨	振込口座が分かる書類	振込希望口座の口座情報が分かる部分の写し	○	

## 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うことが必要です。

※活動が確認できない場合には、支給中止となります。

(1) 公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと(具体的には下記①～③)

- ① 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
- ② 月2回以上、公共職業安定所(ハローワーク)又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受ける
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

※ ①～③の活動は所定の様式で報告を行っていただきます。

報告様式、報告方法、報告時期などの詳細は、支給決定者に対してお知らせします。

(2) 就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（再支給）必要書類一覧表

	提出書類等	具体的な書類例	○→必須 △→場合により必要	確認欄
①	本支援金の再支給申請書	(様式1-4)	○	
②	申請時確認書	(様式1-5)	○	
③	本人及び世帯構成の確認書類の写し	住民票の写し (世帯員すべてが確認できるもの)	○	
④	自立支援金（初回）の確認書類	自立支援金（初回）の振込状況が分かる通帳の写し(Web通帳の場合は画面の写しでも可)	△ →初回申請時と同じ窓口 に申請する場合は省略可	
⑤	収入が確認できる書類の写し 【申請者分】 【世帯全員分】	給与明細書、年金手帳、通帳（ネットバンクの残高確認画面でも可）など	○	
⑥	金融資産が確認できる書類の写し 【申請者分】 【世帯全員分】	通帳、ネットバンクの残高確認画面など ※お持ちの口座全ての分について必要 ※貸付の振込確認、支援金の振込先確認にも必要	○	
⑦	生活保護の申請をしていることがわかる書類	保護申請書の写し（保護の実施機関の受領印があるもの） ※生活保護を申請中である場合のみ	△ ※保護申請中の場合のみ	
⑧	振込口座が分かる書類	振込希望口座の口座情報が分かる部分の写し →初回申請時と同じ窓口 に申請する場合で口座に変更がない場合は省略可	△	

### 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うことが必要です。

※活動が確認できない場合には、支給中止となります。

(1) 公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと（具体的には下記①～③）

① 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける

② 月2回以上、公共職業安定所（ハローワーク）又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受ける

③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

※ ①～③の活動は所定の様式で報告を行っていただきます。

報告様式、報告方法、報告時期などの詳細は、支給決定者に対してお知らせします。

(2) 就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと